

津市告示第 2 2 6 号

下記の者の書類は住所及び居所が明らかでなく送達することができないので、国民健康保険法（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号）第 7 8 条において準用する地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市健康福祉部保険医療助成課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和 8 年 7 月 1 5 日

津市長 前 葉 泰 幸



記

送達を受けるべき者	送達を受けるべき書類
川口 昭司	地方自治法第 2 3 1 条の 3 第 1 項（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）の規定に基づき作成された書類 （令和 7 年 2 月 2 0 日付け津市保第 5 0 0 4 号、令和 7 年 3 月 1 9 日付け津市保第 5 4 1 7 号）

注意：地方税法第 2 0 条の 2 第 3 項の規定により、公示送達をした日から起算して 7 日を経過したときに、書類の送達があったものとみなす。